

特例転出について

特例転出届を行う場合は、転入届をする時にマイナンバーカード・住民基本台帳カードの提出が必要です。(転出証明書は不要) カードの交付を受けていない方は、通常の転出・転入の手続きを行ってください。

※ 転入先で暗証番号(数字4桁)を入力していただくことになります。忘れた場合は転出届の前の住所地窓口でご確認ください。

※ 郵便の到着が、転出予定年月日から14日を経過すると、通常の転出・転入の手続きしかできなくなりますので、早めに郵送してください。

※ 転出予定年月日から14日を経過している場合は、郵送で転出証明書を取り寄せてください。(特別転出届は利用できません)

※ 宛先

住民登録地の市区町村役場(鞍手町の方は、下記まで送付してください。)

〒807-1392

福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3705番地

鞍手町役場 税務住民課 住民係

※ 手数料は無料です。

● 国民健康保険・国民年金・介護保険・税・小中学校関係等で別途窓口に来ていただく場合もあります。

〈特例転入届に必要なもの〉

(1) マイナンバーカード・住民基本台帳カード(暗証番号が必要)

(カードの交付を受けていない方は、特例転出入をご利用できません。通常の転出・転入の手続きを行ってください。)

(2) 印鑑

※ 転出予定年月日から30日を過ぎると、この手続きでは転入できなくなりますので、お早めに手続きをしてください。30日を過ぎた場合、通常の転出証明書が必要になります。

※ その他、詳しくは、転入先の市区町村でおたずねください。